

埼玉大学  
教育・研究等評価センター  
の活動

特に研究評価について

平成22年1月26日  
学長特別補佐 町田武生

# 目次

教育・研究等評価センターの設置

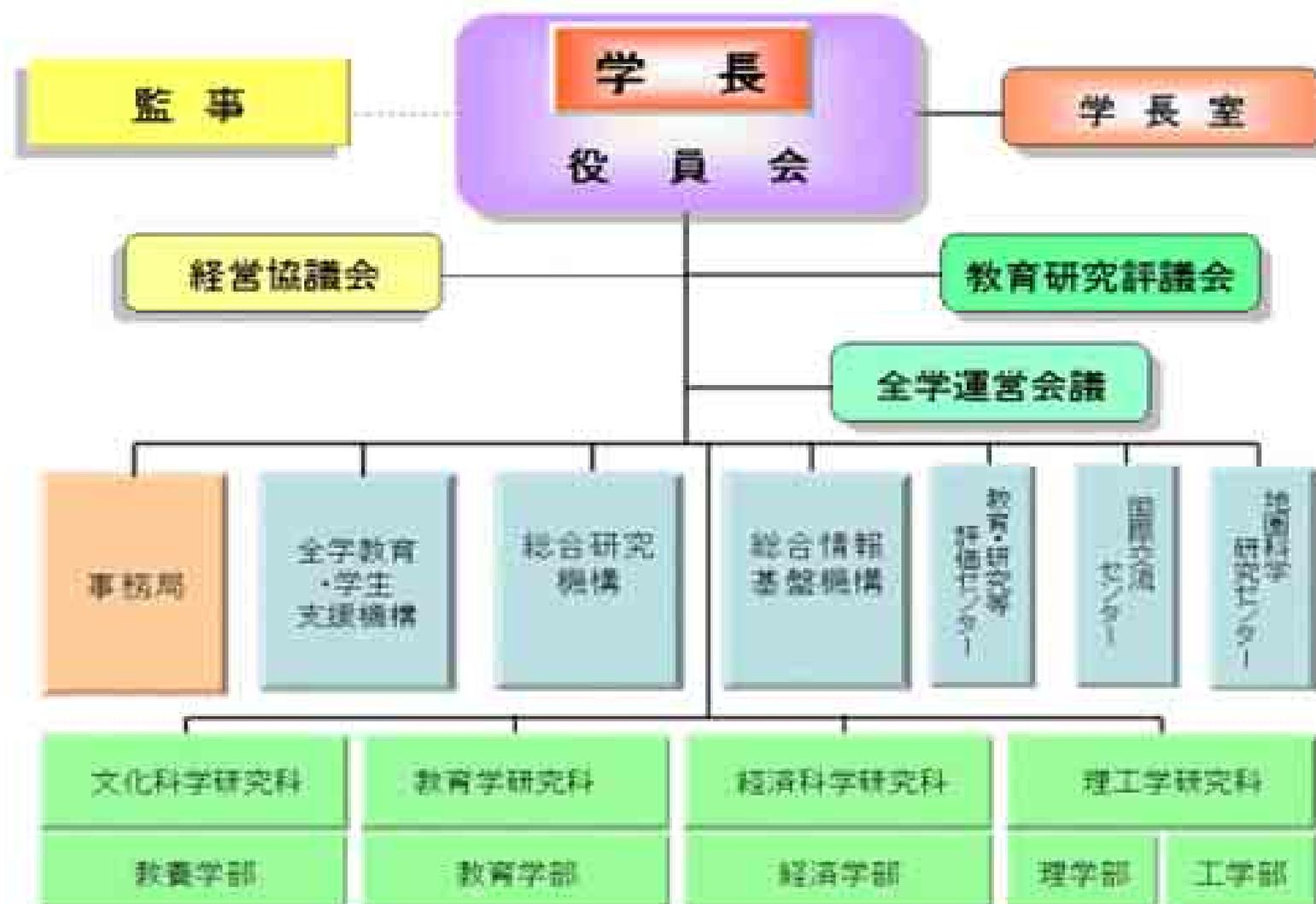
教育・研究の組織評価

年度計画評価

教員活動評価

研究プロジェクト評価

# 組織図



## 基本方針

### 1. 埼玉大学は知の府としての普遍的な役割を果たす。

- (1)時代を超えた大学の機能として知の継承と発展、新しい知の創造を基本目標とする。
- (2)現代における大学の機能を踏まえて社会に信頼される大学を構築する。
- (3)学術研究の拠点としての存在感ある大学の構築を目指す。

### 2. 埼玉大学は現代が抱える課題の解決を図る。

- (1)大学の知を現代的課題の解決のために応用して社会の期待に応える大学を構築する。
- (2)首都圏の一角を構成する埼玉県下唯一の国立大学という特性を最大限に活かし、広域地域社会における社会的使命に応える首都圏の大学としての役割を果たす。

### 3. 埼玉大学は国際社会に貢献する。

- (1)グローバル社会における大学として世界に開かれた大学を構築する。
- (2)人類が抱える現代的課題の解決に取り組み世界に貢献する大学の構築を目指す。



- 目的  
教育・研究等評価センターは、本学における教育・研究活動及び業務運営の状況について、適切な評価を実施するための第三者的な評価組織であり、「教育評価部門」、「研究評価部門」、「業務運営部門」においてそれぞれの評価をし、評価に基づく改善提言を行い、その結果を公表するとともに、本学における教育・研究活動及び業務運営の質的充実を図る。
- 業務
  - 教育・研究活動及び業務運営に関する評価情報の収集、調査及び分析
  - 中期目標・中期計画の達成状況の評価
  - 外部評価への対応
  - 評価に基づく改善提言及び評価結果の公表



- 構成員

センター長      理工学研究科教授      大八木 重治

センター員      教育学部准教授      鈴木 道也  
                         経済学部教授      鈴木 邦夫  
                         教養学部教授      加地 大介  
                         理工学研究科教授      谷治 環  
                         理工学研究科教授      吉永 尚孝

- 

定時ミーティング 毎週木曜日 15:00～

- 場所: 総合研究機構棟評価センター一室(2階)

- 総務課企画・評価係

○ 国立大学法人埼玉大学教育・研究等評価センター規程

平成16年4月1日

規則第17号

改正平成18.4.18規則27

平成20.3.19規則96

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第8条第2項の規定に基づき、教育・研究等評価センター(以下「評価センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 評価センターは、本学における教育・研究活動及び業務運営の状況について、適正な評価及び評価に基づく改善提言を行い、その結果を公表するとともに、本学における教育・研究活動及び業務運営の質的充実に図ることを目的とする。

(業務)

第3条 評価センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育・研究活動及び業務運営に関する評価情報の収集、調査及び分析に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画の達成状況の評価に関すること。
- (3) 外部評価への対応に関すること。
- (4) 評価に基づく改善提言及び評価結果の公表に関すること。
- (5) その他評価センターの目的を達成するために必要な事項に関すること。
  - 2 前項第4号の評価に基づく改善提言にあたっては、学長に答申するものとする。

(部門)

第4条 評価センターには、前条に掲げる業務を円滑に遂行するために次に掲げる部門を置く。

- (1) 教育評価部門
- (2) 研究評価部門
- (3) 業務運営評価部門

(組織)

第5条 評価センターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) 評価センター長
- (2) 兼任教員5名
- (3) 事務職員若干名
- (4) その他学長が必要と認めた者(評価センター長)

第6条 評価センター長は、本学の専任教員をもって充て、学長が委嘱する。

- 2 評価センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 評価センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、評価センター長に欠員が生じた場合の後任の評価センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、教養学部、教育学部、経済学部及び理工学研究科の教員のうちから、学長が委嘱する。

- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任の兼任教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学外の学識経験者等)

第8条 学長が評価センターの業務について第三者の専門的な助言を得ることが必要と認めたときは、学外の学識経験者等を助言者として委嘱することができる。

ただし、その任期については学長がその都度定める。

<以下略>

## 教育・研究の組織評価

- 各部局において年度ごとの教育ならびに研究を自己点検評価  
↓
- その結果を教育・研究等評価センターとして審査・評価  
↓
- センター評価結果を各部局に通知し、改善を促す  
↓
- 各部局は次年度の教育・研究に評価結果を反映

平成20年11月25日

各機構長・学部長・研究科長 殿

教育・研究等評価センター長  
吉田 貞史

「教育の工夫に関する自己点検表」および「研究の質向上の工夫に関する自己点検表」

への記入のお願い

教育・研究等評価センターでは埼玉大学の中期目標・中期計画に従い、組織としての教育及び研究の点検・評価を実施する必要があります。そのためには、これまで貴機構・学部・研究科で実施してきた、教育や研究の質を向上させるための取り組みや工夫をリストアップし、その達成度合いの向上を定量的に把握する必要があります。また、これらの点検・評価は来年度受審することになっている機関別認証評価で求められている事項とも深く関わっています。

添付いたしました点検表は、昨年度ご提出いただいた自己点検表に記載されていた各学部・研究科で実施されてきた項目を参考に、センターで再整理したものです。ここに挙げた項目はすべて実施しなければならないというものではありません。また、学部、学科・コース間等で達成度を比較することは意味がありません。あくまでも一組織による、教育・研究環境改善のための努力とその成果を把握するための資料としての利用を目的としています。参考のために、昨年度提出いただいた点検表も添付いたします。

<以下略>

## 年度計画評価

- 各部局年度計画の実施結果を評価
  - 評価結果を各部局ならびに学長・役員に報告
  - 必要に応じて改善提言
- 
- 大学としての年度計画は評価担当副学長がとりまとめ学長室で作成
  - 業務実績報告書は各部局の年度計画実施結果に基づき評価担当副学長が作成

## 平成20年度・年度計画の評価

### 1. 評価の目的

教育・研究等評価センター(以下「評価センター」という。)は、評価センター規則に基づき、埼玉大学が文部科学省に提出した中期目標・中期計画のうち平成20年度の年度計画の達成状況を担当部局ごとに評価した。評価センターが行う評価は、①各部局が中期目標を達成するためにどの程度、年度計画を実施しているかを点検し、②各部局における中期目標達成に向けての自覚と努力を促し、③もって本学の教育・研究の活性化を図るとともに業務運営の一層の効率化を促進し、④評価結果を公表することにより本学の教育・研究活動の理解が得られるようにしていくことを目的としている。

### 2. 評価のプロセス

(1) 評価センターは平成21年1月13日付で各部局に対して、平成20年度の年度計画の実施状況と目標の達成状況を自己評価して、平成21年3月10日までに提出するように依頼した。

(2) 平成20年度中の業務運営や財務運営の改善・充実等の取組に係る状況は文部科学省国立大学法人評価委員会に、業務実績報告書として提出されるため、これらの基礎データとして学内における各部局の実施状況を、平成21年3月に評価センター員が各部局からの自己評価書を慎重に精査した。

(3) 評価センターによる評価結果とコメントを各部局に戻し、4月30日までに記述を修正・加筆の上、再提出するよう依頼した。(4月21日)

(4) 各部局で修正・加筆された20年度計画実施自己点検書に基づいて再評価を4月30日から5月21日まで評価センター員全員で行うとともに、これに基づいて業務実績報告書の作成がなされた。一方、各部局に対しては、評価センターでの再評価結果を再び返却した。そして、これをもって最終版とし、評価センターでの平成20年度計画の実施状況の評価を確定し、評価の原案を6月10日に学長に報告した。

### 3. 評価の基準

(1) 評価センターが年度計画の実施状況を評価するにあたっての基準は、国立大学法人評価委員会が定めた「各年度終了時の評価に係る実施要領」(平成16年10月25日決定、平成21年1月28日一部改正)の中にある評価の基本方針および国立大学法人評価委員会に提出する「実績報告書」の記載例に基づき、以下のように定めた。

1) 中期目標達成に向けた年度計画が進行しているかどうか。

2) 年度計画の進行状況や計画を実施するために講じた措置等の記述があるかどうか。そしてそれらの基になる資料があるかどうか。

3) 計画の進行状況が確認できるように記述されているかどうか。

#### (2) 評価センターによる評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領(平成16年10月25日決定 国立大学法人評価委員会決定、平成21年1月28日一部改正)を基準にし、国立大学法人に求められている次の4段階の自己評価を採用し、上記の基準により評価した。

「年度計画を上回って実施している」(Ⅳ)

「年度計画を十分に実施している」(Ⅲ)

「年度計画を十分には実施していない」(Ⅱ)

「年度計画を実施していない」(Ⅰ)

# 評価結果の概要(例)

# 経済学部

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育の成果に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、1年次前期の必修科目として学部共通の「基本科目」を新規に開設し、その成績を参考資料として2年次における学科選択手続きの円滑な履行を図った。また、…<中略>…経済科学研究科博士後期課程では、実務界からと学界からそれぞれ1名ずつの客員教授を新たに採用し、社会人学生の多様なニーズに応えられるよう教育内容を充実させた。以上の点から、当該項目において年度計画を十分に実施していると判断する。

#### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、入試方法改善の効果を検証するため、選抜試験のタイプと1年生必修科目(基本科目、プレゼミ)の成績の相関関係を分析した。さらに広報委員会の機能を強化・拡充するとともに、人員を増加させた。

教育課程の編成に関わって、「基本科目」を新規に必修科目として開設し、円滑に実施した。またプレゼミ I、II を選択科目として開講するなど、少人数教育の質的充実に努めている。経済科学研究科では、年限短縮による修了を希望する院生に対して、指導教員が必要な指導を行った結果、博士前期課程、後期課程のいずれにおいても、短縮された年限での学位取得者が輩出した。

適切な成績評価等の実施に関しては、前年度に引き続き、…<中略>…滞りなく実施した。以上の点から、当該項目において年度計画を十分に実施していると判断する。

<中略>

## VI 特色ある取り組み

- ・「基本科目」の開設と円滑な実施。
- ・委員会作成のマニュアルによる、学生に対する充実したインターンシップの実現。
- ・高度専門職業人の養成に相応しいカリキュラム構成を目的とした、実務家や研究者の客員教授への招聘。
- ・学生も参加するプロジェクト研究の実施、学生用紀要の発行。
- ・博士後期課程における、プロジェクト研究等を通じた早期修了希望者へのサポート。
- ・優秀演習論文表彰制度の実施。
- ・昼間コースと夜間主コースとの間での20単位を上限とした単位の相互認定。
- ・ホワイトカラー離職者を対象とする厚生労働省の委託訓練「経営管理者上級コース」の実施。

## VII その他特記すべき事項

特になし

## VIII 評定

- (1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標  
IVとIIIの割合 100.0 % (38/38)
- (2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標  
IVとIIIの割合 100.0 % (11/11)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標のいずれも順調に進んでいると判断される。

## 教員活動評価

- 教員の毎年度の教育・研究等の活動データを収集
  - 教育活動
  - 研究・開発に関する業績・活動
  - 大学運営への貢献
  - 社会への貢献
- 収集データを各部局長に提供
- 部局長は各教員の活動状況を評価し、評価結果を人事考課に反映
- 評価結果を部局ごとに集計し、教育・研究等評価センターとして評価
- 評価結果を各部局長ならびに学長・役員に報告
- 評価方法の工夫・改善 / 評価結果の反映推進

平成18年4月27日  
教育研究評議会了承

## ○埼玉大学における教員活動評価の基本方針

### 1. 評価の目的

国立大学法人埼玉大学(以下「本学」という。)における教員活動評価は、教員個人の活動状況を点検することによって、その活動の一層の活性化を図り、本学の教育・研究水準の向上と運営等の改善に資することを目的とする。

### 2. 評価の対象

教員活動評価の対象とする教員は、専任の教授・助教授・講師及び助手とする。

### 3. 評価領域・評価項目・評価のための到達基準

(1) 評価は、教育活動、研究・開発に関する業績・活動、大学運営への貢献、社会への貢献の4つの領域で行う。

(2) 教育・研究等評価センター(以下「評価センター」という。)は、各領域における基本的な観点を示す。各部局等は、基本的な観点を踏まえ、当該部局等の特性に応じて評価項目を設定する。その際、学科、専攻等の独自の評価項目を追加することができる。

(3) 各部局、あるいは学科、専攻等は評価センターの定める全学の評価実施要項に基づき、評価項目の到達基準を定める。その際、到達基準は職種ごとに定める。

(4) 到達基準の達成度に応じて、3段階で評価を行う。

(5) 評価項目及び到達基準は公開する。

#### 4. 評価組織・評価者

- (1) 教員は、評価センターに教員活動報告書を提出する。教員は部局長等が行う評価結果について異議申し立てを行うことができる。
- (2) 評価センターは、各教員に教員活動報告書の提出を求め、そのデータを各部局長等へ提供する。評価センターは各部局長等から教員活動評価の結果の報告を求め、それらを集計・分析して、その結果を学長へ報告する。
- (3) 部局長等は、全学共通の実施要項を踏まえ、当該部局等の特性を考慮して実施要領を策定し、教員活動報告書に基づいて評価を実施する。部局長等は、個人評価委員会(教員評価委員会)を設置することができる。部局長等は教員活動評価の実施に当たって、必要に応じて評価される教員の意見を聴取する機会を設ける。部局長等は教育研究活動等の活性化のために評価結果を活用する。部局長等は評価結果を評価センターへ報告する。部局長等は学科・専攻等の単位で評価結果をまとめ、その結果を公表する。
- (4) 学長は教員活動評価結果を本学における教育・研究等の一層の活性化と大学の運営等の改善に役立てるものとする。学長は各部局等の教員活動評価に基づき、本学の教員の活動の現状について公表する。

#### 5. 評価時期

教員活動評価は、原則として過去3年間の実績に対して毎年行う。ただし、研究に関しては、5年間の実績を対象とすることができる。

## 6. 評価の活用

- (1) 教員は、評価結果を教育研究等の活性化に活用する。
- (2) 部局長等は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の向上を促すために支援等の適切な措置を行う。
- (3) 部局長等は、特に低い評価を受けた教員に対して、活動状況の調査を行うと同時に活動状況の改善について、指導・助言を行う。
- (4) 学長及び部局長等は、本学の目標を達成するために評価結果を積極的に利用するものとする。

## 7. 評価の公表

- (1) 各教員の活動評価の結果は、個人情報として取り扱い、公表しない。
- (2) 部局長等は、教員の活動評価の結果を、学部・学科等の単位でまとめ、公表する。
- (3) 学長は、各部局等の評価結果に基づき全学の活動の現状について公表する。

平成18年4月27日  
教育研究評議会了承

## ○埼玉大学における教員活動評価実施要項

### 1. 趣旨

この要項は、埼玉大学における教員活動評価の基本方針に基づき、教員活動評価の実施に関し、評価領域・項目、評価の尺度、評価の観点、評価実施要領、評価資料及び評価実施手順等について必要な事項を定める。

### 2. 評価領域・項目

教員活動評価は、教育活動、研究・開発に関する業績・活動、大学運営への貢献、社会への貢献の4つの領域の各評価項目について行う。

### 3. 評価の尺度

- (1) 評価を行う部局長等は部局あるいは学科等における実施要領で定めた評価項目に対して当該分野にふさわしい到達基準を設定する。
- (2) 評価の到達基準は職種、職務の特殊性や専門性を考慮して設定する。
- (3) 評価は設定された各項目の到達基準と照らし合わせて次の3段階で行う。
  3. 活動は極めて優れている
  2. 活動は期待される水準に達している
  1. 活動は不十分で改善を要する
- (4) 各部局等は、項目毎に独自の点数化や各項目の重み付けを行い、その合計によって領域評価を行うことができる。

## 4. 評価の観点

### (1) 教育活動

教員の教育活動は、本学(学部、大学院)の教育目標の達成のためにどれだけ貢献しているかによって評価する。すなわち、授業分担・学生指導の実績、教育の質の確保、教育の質の改善への取り組み、学生による授業評価等を考慮して行う。

教員活動報告書の次のデータを用いることができる。

- a. 講義・演習・実験担当科目
- b. 研究指導
- c. その他の教育活動
- d. 教育の内容・方法についての工夫・改善への取り組みと達成度
- e. 教育内容・方法等の改善に向けた次年度の目標と取り組み

### (2) 研究・開発に関する業績・活動

教員の研究活動は、知的遺産の承継・発展と新しい知識の創造及び技術の開発に関する活動について評価する。すなわち、研究・開発上の成果、研究・開発活動における目標と達成度、研究資金の獲得等を考慮して行う。

教員活動報告書の次のデータを用いることができる。

- a. 著書
- b. 研究論文(審査付き)
- c. 研究論文等(紀要等)
- d. 翻訳
- e. 学会での研究発表
- f. 演奏会・作品展示・記録等
- g. 受賞
- h. 特許・実用新案等(申請中を含む)

i. 研究開発のための研究費

j. 外部との共同研究

k. 本年度の主な研究・開発の成果、達成度、日本及び世界におけるそれらの位置づけ

l. 中・長期(5-10年程度)の研究・開発計画と来年度の目標、課題

m. 本年度の主な研究・開発の成果と教育との関連、波及効果

n. その他の研究活動

### (3) 大学運営への貢献

教員の大学運営への貢献についての評価は、全学・部局等、学科等における貢献を考慮して行う。

教員活動報告書の次のデータを用いることができる。

a. 役員・委員等(委員長・主査等)

・部局長・評議員

・全学委員会

・学部委員会

・WGメンバー等の活動

・室員・センター員等

・学科・講座・専攻委員

#### (4) 社会への貢献

教員の社会への貢献についての評価は、国内外、地域社会における貢献を考慮して行う。

教員活動報告書の次のデータを用いることができる。

- a. 海外支援活動
- b. 審議会、委員会等への貢献(設計基準・企画立案等を含む)
- c. 学会活動(会長・委員長・幹事・委員・会員の区別)
- d. 学術雑誌編集委員長・委員・査読委員会委員長・委員
- e. 展覧会審査委員
- f. 地域社会における貢献(市民講座、出張講義、NGO、NPO 等)
- g. その他の社会的業績

#### 5. 各部局等における評価実施要領

各部局等は、評価実施要項に基づき実施要領を定める。

#### 6. 評価資料

評価は原則として教員個人が作成した教員活動報告書を基にして行う。

## 7. 評価の実施手順

- (1) 教員は、教育・研究等評価センターに教員活動報告書を提出する。
- (2) 教育・研究等評価センターは、部局長等に対して、集まった教員活動報告書を提供し、学部等の評価実施要領により教員活動評価を実施するように求める。
- (3) 部局長等は、各教員から提出された「教員活動報告書」に基づいて評価を実施し、各個人に対する所見を作成する。その際、必要に応じて教員から意見を聴取する。
- (4) 部局長等は、評価結果を教員に通知する。
- (5) 教員は、教員活動評価について意見があれば、通知日から2週間以内に部局長等に申し立てを行うことができる。
- (6) 教員から申し立てがあったときには、部局長等は申し立ての日から2週間以内に当該教員から意見を聴取して、再度検証した上で教員活動評価を行う。その結果を速やかに当該教員に通知する。教員は、さらに不服がある場合は、学長に申し出ることができる。
- (7) 部局長等は、教員活動評価の結果を「所見を記入した教員活動評価の結果」、「教員活動評価一覧」及び「部局等における教員活動評価」としてまとめ、教育・研究等評価センターへ報告する。
- (8) 教育・研究等評価センターは、部局長等から提出された「所見を記入した教員活動評価の結果」、「教員活動評価一覧」及び「部局等における教員活動報告」を集計・分析し、その結果を学長に報告する。

## 平成21年度理工学研究科教員活動評価実施要領

平成21年7月10日

理工学研究科教授会代議員会決定

### 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価実施要項」(平成18年4月27日教育研究評議会了承(以下「実施要項」という。))に基づき、理工学研究科における教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定める。

### 評価項目

#### (1)教育活動

- a. 講義・演習・実験等を適切に行ったか
- b. 研究指導を適切に行ったか
- c. 教育の内容・方法についての工夫・改善への取り組みを適切に行ったか
- d. その他の教育活動で特筆すべきことがあるか

#### (2)研究・開発に関する業績・活動

- a. 研究・開発において成果を挙げたか
- b. 研究・開発の活動を積極的に行っているか
- c. その他の研究・開発活動で特筆すべきことがあるか

(3) 大学運営への貢献

- a. 全学・研究科研究部・研究科教育部・学部・学科の各種委員の活動を行ったか
- b. その他の大学運営への貢献で特筆すべきことがあるか

(4) 社会への貢献

- a. 国際的なものを含め学会活動・学術上の社会活動を行ったか、あるいは、公的  
審  
議会・委員会への貢献があるか、
- b. その他の社会への貢献で特筆すべきことがあるか

各評価項目の職種別到達基準

教員個人の作成した平成20年度(必要に応じ平成18~19年度を含む)の教員活動報告書を基に、次表の基準で職種毎に評価する。次表において記号は、P:教授、AP:准教授・講師、A:助教・助手 を対象とする基準であることを意味する。これらの記載がない基準は全ての職種に共通の基準とする。3点の基準と1点の基準を同時に満たす場合は、2点とする。

平成21年12月7日

## 平成21年度教員活動評価実施報告書

教育・研究等評価センター

### 1. 埼玉大学の教員活動評価の概要

#### 1.1 教員活動評価のねらいと経緯

本学では「教員個人の活動状況を点検することによって、その活動の一層の活性化を図り、本学の教育・研究水準の向上と運営等の改善に資する」という目的の下に、教員個人の教育研究等の活動評価を平成18年度より実施している。今年度は4度目の評価実施であり、平成18～20年度の3年間の活動実績に基づき教員活動評価が実施された。

教育・研究等評価センターでは平成16年度以来埼玉大学にふさわしい教員活動評価のあり方を検討し、活動評価の基となる教員活動報告書の収集を平成16年度に試行し、平成17年度よりwebによる本格的な教員活動報告の収集をスタートさせた。また、平成17年度より「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」と「埼玉大学における教員活動評価の実施要項」の案を取りまとめ、教育研究評議会に提案し、同評議会での審議を経て、平成18年4月27日了承された。これらの基本方針・実施要項に基づき、各部局において、部局の特徴と目標、並びに実情を反映した教員活動評価の実施要領が策定された。

すなわち、各部局は、

- ・教育活動に関する業績・活動、
- ・研究・開発に関する業績・活動、
- ・大学運営への貢献、
- ・社会への貢献、

の4つの領域における評価項目を設定し、その評価項目ごとの到達基準を定め、到達基準の達成度に応じて、

3. 活動は極めて優れている、
2. 活動は期待される水準に達している、
1. 活動は不十分で改善を要する、

の3段階で評価するものである。

## 1.2 今年度の改善点

教育・研究等評価センターでは、今年度以下のような教員活動評価の改善を行った。

(1) 新SUCRAの運用開始に伴い、SUCRAへ研究関連データをあらかじめ入力された場合、本システムへ転送した。ただし、従来通り、そのデータは本システムの上で各教員がチェックし、確認したうえで各教員の責任において提出願うこととした。

(2) 学外からも教員活動報告書を入力できるように、SSL-VPNという技術を採用し、安全にアクセスできるよう改良を加えた。

### 1.3 教員活動評価の実施状況

平成21年4月、教員活動評価を実施するための平成20年度教員活動報告書をwebにより提出するように全教員に対して求めた(平成21年4月15日～6月15日が提出期間)。教員活動評価の提出は446人、提出率は99%(web提出95%、紙媒体提出4%)であった。

平成21年7月27日、各部局長に対して部局に所属する教員の教員活動報告書データを提供し、それに基づき教員の活動評価を実施し、その結果を平成21年10月30日までに報告するよう依頼した。各部局では教員活動報告書及び部局独自に収集したデータを利用して教員活動評価が実施され、平成21年10月末から11月上旬にかけて各部局から教育・研究等評価センターに評価結果の報告があった。教育・研究等評価センターでは、各部局からの評価結果の取りまとめを行い、各部局における教員活動評価の実施状況の点検・評価を行った。

## 2. 評価結果と課題

### 2.1 各部局の評価について

#### 2.1.1 教養学部(文化科学研究科)

教養学部の方式は、「教養学部教員活動評価実施要領」にのっとり、自己採点に基づく自己申告方式であり、教員の活動意識の活性化につながるもので、自己意識の向上に役立っていると思われ、評価できる。また、「教養学部教員活動評価実施要領」は、毎年の情勢・状況に合うように改訂し、教員を評価しようということで努力していることも評価できる。

基準に関しては、教育活動、研究・開発活動、大学運営、社会貢献について設けた各評価項目について、きめ細かい評価基準が設定されており、外部から見てわかりやすく公平な評価を実施している。50名中「評価の高い教員数」が15名、「低い教員数」が1名であると分析している。4領域の平均では、「活動は極めて優れている」が42.5%、「活動は期待される水準に達している」が48.0%、「活動は不十分で改善を要する」が9.5%である。

### 2.1.2 教育学部(教育学研究科)

総じて評価の高い教員が多く、全ての領域評価において[3]を得た者の増加が顕著である。ただ、昨年度も指摘したように、基準が明らかにされていないのでその評価の妥当性について判断できない。「教育学部評価実施要領」の「6. 特記事項(1)」に”到達基準は公開する”とあるので明らかにすることが望まれる。「評価結果の総括、問題点」において、社会貢献で「活動は不十分で改善を要する」の者が多いことをあげ、その理由を、新任者が極めて多いためと説明している。4領域の平均では、「活動は極めて優れている」が52.3%、「活動は期待される水準に達している」が37.0%、「活動は不十分で改善を要する」が10.7%である。

### 2.1.3 経済学部(経済科学研究科)

昨年度に引き続き、全学の方針及び学部独自の実施要項に基づき概ね適切に評価が行われている。評価結果についていえば、とりわけ研究・開発活動の領域において、「活動は不十分で改善を要する」の評価を受けた教員の割合が他学部に比べてやや高くなっているという、一昨年度から指摘されている問題点については、やや改善傾向が見られる(16%→14%)ものの、「『重大な問題』である教員の『多忙化』について本格的な実態の検証を行うとともに、それを踏まえた改善への工夫が求められる」という昨年度の指摘に対応した具体的改善策が施された形跡はない。

また、学生の授業評価については、各教員の授業評価に対する対応を評価してほしいという当センターの要望は反映されなかった。4領域の平均では、「活動は極めて優れている」が29.9%、「活動は期待される水準に達している」が62.7%、「活動は不十分で改善を要する」が7.4%である。

#### 2.1.4 理工学研究科(理学部・工学部)

全学の方針及び学部独自の実施要項に基づき、概ね適切に評価が行われている。昨年に比べて「評価の低い教員」数が大幅に減っている(18名→7名)。例年、他学部に比べ、各評価項目において「活動は極めて優れている」に該当する教員の割合が低いことが指摘されてきたが、今年は「教育活動」「研究・開発活動」「大学運営」「地域貢献」のほぼ全ての評価項目に関して、研究科全体としてその割合が高くなっている点は、「評価の低い教員」数が減っていることとともに、評価方法の継続的な改善を試みられ、高く評価される。「教育活動」評価項目(1)a「学生による授業評価が極めて優れている」について、「活動は極めて優れている」の教員数が研究科全体で去年に比べ大きく増えていること(9%→31%)は特筆すべき点であり、評価項目(1)cにおいて「授業評価の結果に対して適切に対応していること」を判定基準に加えていることと合わせ、「教育活動」の充実に向けた研究科の努力がうかがえる。研究内容などの「質」に関する評価を十分に行うため、学部長、コース長にも評価に関わってもらうことを検討中であることはさらなる改善のために好ましい。「個人評価委員会」(「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」4.(3))を設置することが、有効である。教育面で学生の授業評価そのものを評価対象にしていることは特記すべきである。項目別評価を行っていないがあえて計算すると4領域の平均では、「活動は極めて優れている」が14.7%、「活動は期待される水準に達している」が83.9%、「活動は不十分で改善を要する」が1.4%である。

## 2.2 評価すべき点

- ・教員活動報告書の提出率は99%で、昨年(97%)を上回る高い水準となり、教員活動評価に対する理解が教員のほぼ全員に定着しているものと思われる。
- ・教員活動評価の4年目であるため、多くの教員が教育・研究を工夫・改善しようとする意識が定着してきていると思われる。
- ・各部局においては、平成16年度から5年間のデータの蓄積が出来、組織構成教員の教育・研究の概ねの水準とその推移を把握できるようになり、組織運営上の課題を見つけることが出来るようになったと考えられる。
- ・評価結果の低い教員に対して何らかの指導がなされており、点検・評価による教育・研究の質の向上という本来の目的が達せられつつあると考えられる。
- ・昨年度まで見られた各部局長からの提出遅れは、今年度1週間程度に収まったことから各部局長におかれては忙しい中努力いただいたものと評価する。

## 2.3 問題点と課題

- ・昨年度指摘した部局による評価結果(評価3,2,1の人数分布)の違いについては一部改善が見られ、当センターの指摘が考慮されたものと考えられるが、基本的な考え方が統一されているわけではなく、今後議論が必要と考える。
- ・昨年度から実施された「学生による授業評価の結果への対応」については、一部の部局で考慮されていない状況が続いている。これも全学的に統一することが望ましい。

<以下略>

## 研究プロジェクト評価

- 総合研究機構におけるプロジェクト研究  
若手展開研究 基礎研究 資金獲得促進研究 重点研究
- 研究の目的、研究の進め方、分担者間の連携、研究の成果の4項目
- 各件ごとに3名の学内外の審査員が4段階評価
- 評価結果を集計し 総合研究機構長ならびに学長・役員に報告
- 評価結果を次の採否、資源配分に反映  
研究経費 研究スペース 教員ポスト

# 研究プロジェクト評価

教育・研究等評価センター  
制 定 平成19年11月15日  
一部改正 平成21年11月12日

## ○埼玉大学総合研究機構研究プロジェクト評価実施に関する申し合わせ

### 1. 趣旨

この申し合わせは、総合研究機構研究プロジェクト評価の実施に関し、評価の目的・範囲、評価項目、評価の時期、評価の尺度、評価の観点、評価資料及び評価実施手順等について必要な事項を定める。

### 2. 評価の目的・範囲

総合研究機構研究プロジェクトの内、重点研究及び外部資金獲得促進研究について、研究の終了時、あるいは中間年で評価を行い、評価結果を総合研究機構に報告し、次年度以降のプロジェクトの選考、予算配分、継続研究の進め方等の改善に資することを目的とする。

### 3. 評価項目

重点研究の評価は、研究の目的、研究の進め方、分担者間の連携、研究の成果の4項目について行い、外部資金獲得促進研究の評価は、研究の目的、研究の進め方、研究の成果の3項目について行う。

### 4. 評価の時期

- (1) 1年間で終了する研究プロジェクトは研究期間終了後行う。
- (2) 複数年にわたる研究プロジェクトは、研究期間の中間および終了後行う。

### 5. 評価の尺度

評価は各項目について次の3段階で行う。

4. 非常に優れている
3. 良い
2. 普通
1. 劣っている

### 6. 評価の観点(中間評価含む)

#### (1) 研究の目的

行われた研究は研究目的に合致しているか

#### (2) 研究の進め方

研究の進め方は妥当であったか

#### (3) 分担者間の連携

分担者間での連携は十分であったか

#### (4) 研究の成果

研究の成果は十分得られているか(外部発表も含めて)

注: 重点研究の研究成果では、重点研究の主旨に従い、

- 1) 世界的な研究実績である
- 2) 国のCOEとしての重要性、発展性を備えている  
の観点から評価する。

### 7. 評価資料

評価は原則として申請書(計画書)及び成果報告書を基にして行う。

### 8. 評価の実施手順

(1) 研究プロジェクト採択者は、総合研究機構に成果報告書を提出する。

(2) 教育・研究等評価センターは、関連分野評価者3名を選定し、総合研究機構から提供された申請書(計画書)及び成果報告書を当該評価者に提供して、評価の実施を依頼する。ただし、重点研究プロジェクトの評価者には外部評価員を加える。

(3) 評価者は、評価票の各項目に評価及びコメントを記入し、総合所見を付して教育・研究当評価センターに提出する。なお、中間評価の場合、研究の実施状況を踏まえて提言を行う。

(4) 教育・研究等評価センターは、研究プロジェクト評価委員会を組織し、評価者から提出された評価票をまとめ、その結果を総合研究機構に報告し、次年度以降のプロジェクト選考及び予算配分方法の改善、及び継続研究の進め方の改善に資する。

# 大学として重点的に取り組む研究領域を定めて 研究センターを設置

脳科学融合研究センター

環境科学研究センター

国際開発教育研究センター

共生社会教育研究センター